

申請と許可の条件

(許可の申請について)

- (1) 弁当の販売許可は、営業許可書の写しを提出できる販売店に限ります。
- (2) 許可業務は、昼食時における職員への弁当販売です。
- (3) 許可期間は、当該年度の3月31日までとします。(平日開庁日のみ)
- (4) 許可時間
平日の午前11時30分から午後1時30分まで(販売時間は正午から午後1時まで)とします。
- (5) 出入人員は、現場責任者を含め3名までとします。
- (6) 申請多数の場合は抽選となり、許可が出来ない場合があります。

(許可条件)

- (1) 業務に当たっては、衛生の確保に十分留意すること。なお、食中毒等の不祥事を起こした場合は1ヶ月間の出入を禁止する。
- (2) 指定された場所以外での業務は行わないこと。
- (3) 弁当搬入の際の出入は施設利用の妨げにならないよう留意すること。
また、事務室や関係者以外立入り禁止区域には立ち入らないこと。
- (4) 許可した業務以外の行為は行わないこと。
- (5) 庁舎内で営利目的のビラ、チラシ等の掲示・配布は行わないこと。
- (6) あいれふに勤務する者以外への販売行為は行わないこと。
- (7) 庁舎内で喫煙しないこと。
- (8) 廊下や待機場所で騒いだり、大声を出すなどの喧騒にわたる行為は行わないこと。
- (9) リターナブル(再利用できる)容器を使用する場合は、毎日使用済み容器を回収すること。
- (10) 弁当汁等で庁舎内を汚した時は確実に清掃を行うこと。
- (11) 食品表示については、加工食品品質表示基準に基づき適切な表示を行うこと。
- (12) あいれふ指定管理者(福岡市医師会・鹿島建物)からの指示については、それに従うこと。
- (13) 現場責任者は、許可条件遵守のため常にその他の出入者の指導監督を行うこと。
- (14) 地下駐車場への駐車は搬入搬出時のみとし、弁当販売時間中は駐車しないこと。
- (15) 弁当販売に際し発生したごみは確実に持ち帰ること。
- (16) 許可条件の遵守と本業務についての問題は、責任を持ってこれに当たるとともに、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに保健医療局保健医療政策課長に届け出ること。
- (17) 庁舎管理の必要上、本件許可の取り消しがあっても、いかなる名目を問わずにこれに対して異議の申し立て、又は金銭的な要求を一切行わず、処分に従うこと。

上記の申請と許可の条件を遵守し申請します。

法人名

代表者氏名(自書)
